

調布市修正基本計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成26年12月24日(水)～平成27年1月22日(木)
- (2) 周知方法 平成26年12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所5階政策企画課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所政策企画課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 63件(8人)

<提出意見の内訳>

基本計画素案全般に対する意見	3件
第1編 「総論」に対する意見	6件
第2編 「重点プロジェクト」に対する意見	1件
第3編 「分野別計画」に対する意見	51件
第4編 「行革プラン2015」に対する意見	2件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

パブリック・コメントにおける意見等の概要と市の考え方(平成27年3月31日に公表した御意見等の概要欄を、平成27年4月28日に、一部、いただいた御意見を原則原文へと修正いたしました)

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
1	全般			<p>● 第1編 総論</p> <p>①修正の視点や前提と、③今回修正された施策の間の関係が全体として見えな い。つまり、個々の施策の修正は現行と比較すればわかるが、①から、全体として どのようなビジョンや基本方針、方向性が導き出され、その結果として、この 計画の基本的な修正がなされたのか見えるようにすべきである。たとえば、何 に一層の重点を置くのか、また、財政的制限があれば、何を削るのか、などが② として示されるべきである。</p>	<p>市政を取り巻く社会経済状況の変化や制度改正、その他新たな行政課題への対 応を図り、変革期にふさわしいまちづくりを計画的に進めていくため、平成25 年度からスタートさせた現行の基本計画を時点修正し、市長任期と連動した4年 間を計画期間として修正を行うこととしました。</p> <p>修正の視点でお示した各項目との関係では、「まちづくりの目標・到達点の 明確化」の視点を踏まえ各施策毎の「まちづくり指標」を再設定するとともに、 重点プロジェクトにおいても目指すまちの姿や平成30年度の到達点をお示しし ています。</p> <p>また、「21世紀の街の骨格づくりを確実に前進」と「市民の安全安心の確保、 市民生活支援」の視点では、京王線の地下化と連動した都市基盤整備や福祉・子 ども分野における法改正等を踏まえた事業を重点プロジェクトに位置付けていま す。</p> <p>「市政経営の基本的考え方」の視点については、「第4編 計画を推進するた めに(行革プラン2015)において、引き続き基本的考えに据えています。</p> <p>「市内の連携体制」と「調布のまちの魅力を市内外に発信」の視点につい ては、第2編において重点プロジェクトを基軸とする施策全体をより効果的に推 進していくための2つのアクションとして新たに位置付けました。</p> <p>このように、修正の視点としてお示した6つの視点を踏まえ、計画期間内に 特に重点的に取り組むべき主要事業については、修正前の基本計画から位置付け ている重点プロジェクトの4つの視点を引き継ぎつつ、新たな検討要素を加え、 重点プロジェクト事業として位置付けるとともに、分野別計画と行革プランにお いては、新たな課題や継続的な主要課題等を踏まえた修正を行っております。</p>
2	全般			<p>人口減少時代を迎え、公共事業は、経済成長のためのインフラ整備から維持保全 に重点を移し、また、高齢者福祉だけでなく、待機児童対策、教育、子どもの貧 困対策など人的投資に比重を移すべきである。</p>	<p>公共施設の適切な維持保全については、従前より公共建築物維持保全計画等と 基本計画を連動させて取り組んでいます。</p> <p>今回の基本計画の修正に伴い、併行して公共建築物維持保全計画の時点修正を 行い、整合を図っています。特に、学校施設の老朽化対策については、基本計画 の計画期間中に優先的に取り組むこととしています。</p> <p>また、修正の視点にお示したとおり、子ども・子育て支援新制度、介護保険 制度改革、子どもの貧困対策、生活困窮者自立支援などの制度改正や新たな行政 課題に適切に対応するための新規・拡充事業を位置付けております。</p> <p>こうした課題解決に向けた取組を推進するため、2つのアクションの1つに 「横断的連携による施策の推進」を位置付け、関連する施策を有機的に連動させ 総合的に施策を推進して参ります。</p>
3	全般			<p>調布市の計画に市民として期待しています。</p>	<p>今後も調布市基本構想に掲げた将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと 輝きのまち調布」の具現化に向け、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率 的に活用した市政経営を推進して参ります。</p>

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
4	第1編	第1章	基本計画の概要 基本計画の特色	<p>● 全体 まちづくり指標は、基本計画時のものも記載し、進捗度や見直しの妥当性が見えるようにすること この修正基本計画(素案)のまちづくり指標は、現行の基本計画との関係がわかるように、次の①基本計画の基準値・年度、②基本計画の基準値・年度、③修正基本計画(素案)の基準値・年度、④新たな目標値・年度、の③、④だけでなく、①、②もあわせて記載すべきである。そうならないので、これまでの期間の事業の進捗度がみえない。また、基本計画設定時に、中間地点の数値(③に相当)も設定すべきであった。 つまり、PDCAサイクルが市の内部ではまわされたのだろうが、それが誰でもわかるように修正基本計画で表現されてない。市民の適切なCができない修正基本計画であるので、内容が本当に「修正」されたかどうかかわからない。</p>	<p>まちづくり指標は、各施策の基本的取組ごとに、事業の実施による成果向上を把握するための指標とその目標値を示していますが、社会状況や事業の達成状況等を勘案し、指標の見直しや目標値の時点修正を行っています。各指標については、毎年度の行政評価において現状値と目標値を比較・検証し、事業の進捗状況を把握しながら計画的に市政経営を推進して参ります。 御意見の基本計画策定時の現状値については、計画書の資料編において、まちづくり指標の考え方を示す中で、併記して参ります。</p>
5	第1編	第1章	基本計画の概要 基本計画の特色	<p>● 全体 財政的裏付け 市政の全体を網羅する計画であるが、目標値は財政的裏付けをもって達成することを市民に約束できるものですね。それとも単なる努力目標か。その違いは明確にすべきである。勿論、さまざまな変動要因はあるが。</p>	<p>計画に位置付けた事業(基本計画事業)は、中期的な財政フレームと整合を図っており、財政的裏付けをもって計画期間中の年度別計画を策定しています。 まちづくり指標については、基本的取組ごとに、事業の実施による成果向上を把握するための指標とその目標値をお示ししたものです。各指標は、市民意識調査をはじめ、現在行っている各種調査や基本計画事業の事業量の見込みを基に設定しており、定量的なものと定性的なものに大別されます。 市民意識調査に基づく指標等は、定性的なものとなりますので、事業の実施等と必ずしも直結しない場合があります。</p>

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
6	第1編	第1章	基本計画の概要 基本計画の特色	● 全体 上から目線の「参加と協働の視点～市民等に期待される役割～」 「参加と協働の視点～市民等に期待される役割～」は、上から目線の、一方的な内容である。見直すべきである。市民や事業者に一方的に期待するのは自由だが、応えられるかどうかかわからない。	<p>自主・自立のまちづくりが求められる分権型社会においては、行政だけが公共を担うのではなく、市民やNPOなどの多様な主体が相互に連携してまちづくりを進めていくことが重要であると認識しております。そのため、第3編の分野別計画の各施策の「参加と協働の視点」では、施策の目標達成に向けて、参加と協働で取り組むための市民や事業者等に期待される役割を記述し、市民と行政が適切な役割分担のもと、共に考え、力を合わせて市民が主役のまちづくりに取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>こうした趣旨のもと、修正前の基本計画策定時において、公募市民と市職員が対等な立場で協働で策定検討を行った調布市基本構想策定推進市民会議での意見等を踏まえ、基本計画の各施策毎に参加と協働の視点を記載することとしたものであり、修正後の基本計画においてもその視点を継承しています。</p>
7	第1編	第1章	基本計画の概要 基本計画の特色	また、「(市民の目線で)市等に期待される役割」を追加すべきであり、「〇市は、,,」を追加すべきである。	
8	第1編	第1章	基本計画の概要 基本計画の特色	また、交通政策などにおいては、「〇警察は、交差点事故を減らすように努めます。」「違法駐車を取り締まります。」なども記載すべきである。	
9	第1編	第2章	策定にあたっての前提 財政フレーム	● P. 11 (2) 調布市財政の今後の見通し 基本計画P. 11には、「今後の主要な一般財源の収入見込み」のグラフやその前提条件が記載されているが、修正計画(素案)にはない。記載すべきである。	<p>素案時点では、平成27年度の予算編成の途上であったことから、今後の財政の見通しをお示ししました。その後、予算編成作業と併せて基本計画事業の検討と平成27年度以降の複数年を見据えた歳入歳出の推計を連動して行いました。修正後の基本計画書においては、平成27年度から平成30年度までの財政フレームを更新し、歳入歳出の推計を掲載しております。</p>
10	第2編	第3節	4つの重点プロジェクトと2つのアクションの取組 調布のまちの魅力発信	よそから人を集めることを考える前に、市民が暮らしやすい楽しめる街をつくることで、自然とまわりからも人が集まってくるものではないでしょうか。	<p>計画の修正の視点の一つに「市民の安全安心の確保、市民生活支援」を位置付け、市政の第一の責務として継続的に取り組むこととしています。また、重点プロジェクトにおいても「安心して住み続けられるまち」を掲げ、高齢者や障害者の暮らしを支える事業や、子ども達の健やかな成長を支える事業を重点プロジェクト事業に位置付けています。</p> <p>調布市の街は、平成24年8月に京王線の地下化が実現し、これに連動する都市基盤整備など、21世紀の調布の街の骨格づくりが着実に前進しています。こうした調布のまちの変貌を機に、ソフト・ハードが一体となった魅力あるまちづくりを推進し、調布市全体の活力を高めることにより、市民生活の質の向上につなげ、だれもが豊かさを実感できるまちづくりを進めて参ります。</p>

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方	
11	第3編	第1節	分野別計画	施策No.02 防犯対策の推進	<p>● P. 44 振り込め詐欺対策の取組を追加すること 指標は、件数と金額を</p>	<p>振り込め詐欺についての取組については、施策02「防犯対策の推進」の基本的取組02-1「身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯活動の推進」に位置付け、警察署や関係機関と連携しながら、市として出前講座や各種啓発活動などによる注意喚起を図るとともに、平成25年度に市が独自に製作した振り込め詐欺防犯対策DVDを活用し、被害防止に取り組みを進めています。</p> <p>また、振り込め詐欺に限らず、市内の犯罪減少に向け取組を進めていることから、まちづくり指標における振り込み詐欺の件数及び金額の記載については、引き続き、市内刑法犯認知件数を用いて指標の設定を行って参ります。</p>
12	第3編	第2節	分野別計画	施策No.02 防犯対策の推進	<p>「施策02 防犯対策の推進」の参加と協働の視点には、「市民は未然に防ぐため必要な知識を身に付け、地域の自主的な防犯活動に積極的に参加、協力する」としています。</p> <p>防犯防災の一方の柱である自主防災組織について昨年（5月）の報道では、全国的に高い組織率を誇っているような数値に疑問だとする指摘記事がありました。しっかりとした対策が行われるようにするには市民各位の協力が強く得られることに尽きると思います。行政や警察に依存するばかりでなく、きめ細かな市民防犯活動は共有したいとする市民グループによってこそ支えられるものであり、行政や警察はそれらの支援とモチベーションを維持させるような施策、仕組み作りに苦心されることが肝要だと思います。</p>	<p>地域における防犯活動の推進については、御意見のとおり、市民各位の協力が必要と認識しており、地域のパトロール団体においてパトロールベストや防犯ブザーなどの活動物品の貸与により活動を支援しております。安全・安心のまちづくりを進める上で地域の防犯力の強化は重要です。これまでの支援を継続的に実施するとともに、行政や警察との合同パトロールの実施のほか、各種媒体を活用した広報や生活安全講演会、出前講座、子ども達の防犯教育を通じて、地域の安全は地域で守るという意識が地域コミュニティの中で醸成されるよう取り組んで参ります。</p>
13	第3編	第2節	分野別計画	施策No.04 子ども・子育て 家庭の支援	<p>● P. 56 04-4 保育サービスの充実</p> <p>待機児童を解消するために保育所を早急に増設すること。調布市は多摩地域でも待機児童が一番多いようだし、昨年議会の報告会でも悲痛な訴えがあった。また、母親の社会参加を促し、少子化対策、景気・雇用対策、また男女共同参画といった大きな効果を生み出すものである。市債を発行してでも前倒しで推進する価値がある。</p> <p>市長は昨年の選挙で待機児童ゼロを公約していたが、それとここでのまちづくり指標の目標値は整合性がとれているか？ 潜在需要が大きいので、この目標値「（仮称）子ども・子育て支援事業計画の目標値と整合を図り設定（平成29年度）」を上回るものにしないと公約を実現しないのではないかと。</p> <p>なお、まちづくり指標は、「待機児童数」とすべきである。「保育施設整備率」は、事業の進捗管理の指標にすぎない。最終目標に合致した指標は「待機児童数」である。</p>	<p>保育園待機児童解消に向けて、これまでも最重要課題の一つとして取り組み、認可保育所の誘致開設を中心に様々な手法により、平成14年度から平成25年度までに1,800人以上の定員拡大を図りました。加えて、平成26年度は400人以上の定員拡大に取り組んでいます。今後も、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に的確に対応し、国の待機児童解消加速化プランを最大限活用し、平成27年度から平成29年度までに、1,600人以上の定員拡大を計画し、継続的かつ重点的に待機児童の解消を目標に計画的に取り組むこととしています。</p> <p>まちづくり指標については、自治体間において待機児童数の基準が一律ではないことから、他自治体との比較が可能な指標として保育施設整備率を設定し、（仮称）子ども・子育て支援事業計画と整合を図っています。</p>
14	第3編	第2節	分野別計画	施策No.04 子ども・子育て 家庭の支援	<p>少子高齢化の中で、子どもの貧困の増加、共働き両親でも経済的に苦しい家族が少なくない。共働きに対する環境づくりが急務</p>	<p>子ども・子育て支援については、福祉、教育、雇用・就労など施策横断的な連携の中で、共働き世帯も含め子育てしやすい環境づくりを推進しており、保育サービスの充実や就学支援、若者や女性の就労支援、生活保護世帯の自立支援などに取り組んでいるところです。平成27年度からは、生活困窮者の自立支援事業やひとり親世帯の子ども学習・相談事業も開始します。今後も、施策横断的な連携の中で子どもと子育て世帯への支援や子育てしやすい環境づくりに努めて参ります。</p>

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方	
15	第3編	第2節	分野別計画	施策No.04 子ども・子育て 家庭の支援	子どもの貧困対策として、「ひとり親家庭の子どもに対して、学習支援や生活支援を行います。」とありますが、ひとり親家庭だけでなく、生活保護世帯、就学援助を受けている世帯まで拡大する必要があると思います。	子どもの貧困対策につきましては、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて、総合的に推進する必要があります。 調布市では、従来からの就学援助に加え、平成25年度から、生活保護受給世帯の子どもを対象に教育費（塾代）の助成を行っており、施策10「セーフティネットによる生活支援」では、子どもの健全育成支援の強化として、生活保護世帯の子どもに対する学習支援に向けた取組などを位置付けております。さらに就学援助世帯等を含む、生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業についても新規事業として位置付けています。 国の調査（平成24年）では、日本の子どもの貧困率は、16.3%で、そのうち、ひとり親世帯は5割以上を占めるとされていることを踏まえ、施策04「子ども・子育て家庭の支援」では、新たに「ひとり親世帯の子ども学習・相談支援事業」を位置付けていますが、前述の事業と合わせ、総合的な対策を展開して参ります。
16	第3編	第2節	分野別計画	施策No.04 子ども・子育て 家庭の支援	児童虐待の防止策のひとつとして「望まない妊娠出産の回避」があると思います。HIV感染防止の意味でもコンドームの使用についてなど、中学校・高校・大学等と協力しての性教育、社会教育としてイベントでの広報等、必要だと思えます。	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。+
17	第3編	第2節	分野別計画	施策No.05 学校教育の充 実	● P. 58～ 施策05 学校教育の充実 子どもの貧困対策 P. 58 時点修正のポイントや、P. 59の現状と課題に子どもの貧困についても書かれているが、施策がみあたらない。調布市の現状を把握し、子どもの貧困対策法や大綱に沿った施策を追加すべきである。	子ども貧困対策については、施策04「子ども・子育て家庭の支援」の基本的取組04-2「子育て家庭の支援」において、子どもの貧困対策の推進を位置付けるほか、施策05「学校教育の充実」において、基本計画事業「学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援」に子どもの貧困対策に向けた環境整備を位置付けております。 また、基本計画とも整合を図っている改定教育プランにおいても、子どもの貧困対策を重点プロジェクトの中に掲げています。日々、子どもたちに接して子どもたちの教育を担う学校は、家庭の状況やその変化をつかむことができる、プラットフォームとなり得る場所と認識しております。教員による日常的な指導のほか、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒の問題行動等に関する教育分野の知識に加え、福祉分野の知識を生かして、関係機関と連携し、貧困の子どもを含む児童・生徒の課題解決に向けた支援を行って参ります。
18	第3編	第2節	分野別計画	施策No.05 学校教育の充 実	● P. 58～ 施策05 学校教育の充実 現状と課題 現状と課題に、調和小学校のシックスクールや給食や校庭などの放射能対策なども記載すべきである。	平成14年の調和小学校新校舎のシックハウス問題以降、市で全庁的にシックハウス問題対策に取り組んでおります。市の統一ルールとして、調布市公共施設等シックハウス対策マニュアルを運用するほか、学校施設においては、調布市立学校における室内化学物質対応マニュアルを運用しており、学校施設整備において、今後も適切に対応して参ります。なお、学校給食における給食食材やブルーの放射性物質の測定については、施策29「生活環境の保全」において、シックハウス症候群対策とともに位置付けております。
19	第3編	第2節	分野別計画	施策No.05 学校教育の充 実	● 58～ 施策05 学校教育の充実 現状と課題 直近の食物アレルギー事故だけでなく、調和小学校でのシックスクール事故も風化させないように、現状と課題には記載すべきである。記録し続け、定期的に思い出すことが必要である。	

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
20	第3編	第2節	分野別計画 施策No.05 学校教育の充実	<p>● P. 58～ 施策05 学校教育の充実 睡眠不足が不登校の原因のひとつであることは、05-1と05-3が関連する。 細分化した縦割りの取組にするにしても、人間、ないしは子どもという複雑系を総合的にみる視点が必要である。</p>	<p>施策05「学校教育の充実」では、教育委員会策定の調布市教育プランとの整合を図り、基本的取組を体系化しています。 学校教育は、家庭や地域との連携はもとより、様々な事業が連携しながら総合的に成り立っており、それらが複合的に一人一人の子どもの学びと成長を支えています。調布市では子ども一人一人を本当に大切にすること、子ども一人一人を見つめる教育を基本的な考えとして、不登校を含む、学校における「学び」に困難を抱える子どもに対しても、関係諸機関と連携しながら一人一人の「個」に応じた支援を行って参ります。</p>
21	第3編	第2節	分野別計画 施策No.05 学校教育の充実	<p>● P. 62～ 05-4 個性の伸長と協働の学校づくり 子どものときには気づかなかった・問題なかった、大人の発達障害が知られてきている。特別支援教育の推進だけでは不十分で、普通学級でもと思われる。</p>	<p>調布市では、子ども発達センターにおいて、発達障害や発達障害の疑いのある児童及びその家族に対する相談事業を実施しているほか、市立小・中学校においては、巡回相談を行い、発達障害等の児童に対して早期の発見と対応に努めています。 さらに、個に応じた支援を適切に行うため、お子さんの成育歴や今まで受けてきた支援の内容が記載できる「i-ファイル」や、児童の小学校での生活が円滑にスタートできるよう、保護者と関係諸機関が学校に知っておいてほしいことなどを就学支援シートに記入し、入学前の情報提供等に活用しています。 また、児童・生徒一人一人の状況に応じた支援等を充実させるため、市立小・中学校の全校にスクールサポーターを配置し、学級支援等を行っております。</p>
22	第3編	第2節	分野別計画 施策No.05 学校教育の充実	<p>● P61 05-2 確かな学力 「少人数学習指導の推進」を強化すべきであるが、その指標を設定すること。東京都全体の平均正答率だけを目標値にするのではなく、ハラツキを示す指標も設定すべきである。</p>	<p>市における学力の状況を把握するには、全国学力・学習状況調査の調査結果と東京都の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における平均正答率を把握することが必要であると考えております。その上で、各教科における習熟度の状況を把握し、指導内容等の検証・改善を図っていくことが重要と考えております。 基本的取組05-2「確かな学力の育成」において、少人数学習指導は重要な取組ですが、それのみで成果を求めるものではなく、少人数指導を行っている算数や数学以外の教科含めて育成すべきと考えていることから、現在の指標としております。</p>
23	第3編	第2節	分野別計画 施策No.05 学校教育の充実	<p>不登校のお子さんに対して、「太陽の子」「相談学級」がありますが、現在はこれらは通常学級で不登校になったお子さんしか利用できない仕組みになっていて、特別支援学級に在籍して不登校になったお子さんの行き場がなくとても困っています。特別支援学級に在籍していても利用できるような仕組みの変更をする必要があると思います。</p>	<p>相談学級は、中学校の通級指導学級の位置付けとなっており、学校教育法施行規則において、その対象となる生徒は、「特別支援学級の児童及び生徒を除く」こととされております。 太陽の子については、小学生を対象とした適応指導教室として、市の要綱にのっとり運営しております。要綱では、対象となる児童を「心理的要因等により不登校の状態又はその傾向のある市内在住の児童」と定めており、通常学級の児童に限らず、不登校となる要因を踏まえ、入級を決定しております。 特別支援学級で不登校になっている児童・生徒については、まずは、その要因をしっかりと把握し、一人一人の状況に応じた特別支援教育での対応を第一に考えて参ります。</p>
24	第3編	第2節	分野別計画 施策No.05 学校教育の充実	<p>特別支援教室が全部の学校にできることで、東京都は通級学級をなくす方向だときいています。しかし、通級学級が果たしている役割はとても大きなものです。調布市としてはこれからも通級学級をなくさないでほしいです。</p>	<p>平成22年に、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、特別支援教室を全校に配置することが示されましたが、同計画において、通級指導学級を設置する学校の機能を2つ（①巡回指導・相談の拠点校としての機能②小集団指導を実施する拠点校としての機能）あげ、これまでの通級指導学級の機能を今後も維持するとしています。 調布市といたしましても、現在的情绪障害等通級指導学級3校に、平成27年度に開設する1校を加え、4校を拠点校として整備し、特別支援教育体制を整備して参ります。</p>

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方	
25	第3編	第2節	分野別計画	施策No.05 学校教育の充実	調布市シルバー人材センターでは、独自事業として小学校4・5・6年生を対象に、高齢者による子どもの学習教室を実施しております。 そのほか、高齢者に学校ボランティア・協力者として登録いただき、地域や保護者の方々のご協力をいただき多様な教育活動を展開しています。学校ボランティアの活動には、肢体不自由児等への教室での支援を行う介助・介護ボランティアや、情緒障害児等への授業中や給食時の支援を行う学級支援ボランティア、授業補助や個別指導等の教科指導での支援を行う学習支援ボランティア等があります。 これらの取組に地域の方々に協力いただけるよう、今後も事業の周知を図って参ります。	
26	第3編	第3節	分野別計画	施策No.08 高齢者福祉の充実	「地域包括支援センターを知っている高齢者の割合」について、平成30年度の目標が42.0%というのは、低すぎると思います。せめて、60%、70%を目標にするような取り組みが必要だと思えます。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの役割は重要であり、より機能を果たすためには、認知度を上げていく必要があると考えています。素案では現状値を平成25年度の地域福祉ニーズ調査の結果である39.7%として、目標値を42.0%と設定していましたが、その後、現状値を平成26年度の市民意識調査の結果から50.0%に変更し、そのうえで、御意見を踏まえ、地域包括支援センターの認知度を高めるべく、目標値を上方修正し、60.0%としました。
27	第3編	第3節	分野別計画	施策No.09 障害者福祉の充実	「福祉人材の養成拠点の整備」は重要だと思います。その際には、教育の分野とも連携しながら専門性を高められるような先生にはいていただきたいです。	専門性を備えた福祉人材の育成を総合的に推進するため、平成27年度において、「こころの健康支援センター」に新たに、福祉人材の育成拠点を整備し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく取組を進めて参ります。 福祉人材の育成拠点では、福祉分野を中心に、生涯学習や教育分野とも連携して参ります。
28	第3編	第3節	分野別計画	施策No.09 障害者福祉の充実	発達障害者支援体制整備推進事業について 高校年齢ではじめて発達障害をうたがったような場合、頼れる相談先がないのです。高校年齢からは（本当は中学年齢からだと思うが）就労が視野に入ってくるので、18歳より先に続いていってくれないと困るのです。特に本人が相談したい場合にはすごく困ります。せめて高校年齢からはちょうふだそう・こころセンターで相談にのれるようになってほしいです。 発達センター・教育相談所が18歳まで、それ以降はちょうふだそう・こころセンターで対応するので「市の相談としては切れ目がありません」というのが市の考え方なのですが、相談する側からすれば、相談相手と場所が変わってしまうというのは「おおごと」なのです。そこを理解していただきたいです。 稲城市発達支援センターのように「幼児から高齢者まで、だれでもOkです。」と1つのセンターがずっと相談にのってくれるのが理想ですが、それが無理であれば、せめて「中学校高校年齢については、発達センター・教育相談所と、ちょうふだそう・こころセンターのどちらも利用できる」という「重なり」をつくっていただけますようお願いいたします。	こころの健康支援センターでは、発達障害者支援体制整備推進事業を実施し、相談支援のほか、生活支援、就労準備支援等を行っております。原則18歳以上の発達障害者を対象としておりますが、18歳前後の高校生の相談も受けております。 知的障害を伴う発達障害者については調布市障害者地域生活・就労支援センター「ちょうふだそう」が支援機関となりますが、子ども発達センターや教育相談所等に御相談されていた方がこころの健康支援センターやちょうふだそうに相談先を変更する際は、これまでの支援機関との情報共有に努め、円滑に引き継ぎができるよう、心がけております。今後も引き続き、発達障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、丁寧な対応を行って参ります。

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
29	第3編	第3節	分野別計画	<p>施策No.09 障害者福祉の充実</p> <p>障害者を地域で支える体制づくりについて 障害児者の保護者がどんどん高齢化しています。40代50代の障害者が、弱ってきた親の面倒をみるために作業所等に通うのをやめるといったケースもききます。そのような場合、「いろいろな相談」に対応できるのは、地域包括支援センターではないかと思えます。親の年齢が一定以上に達したとき、全戸訪問をして「何かあったら地域包括支援センターに相談してください」という情報提供をしておくのが効果的ではないかと考えます。地域包括支援センターの職員は、増員が必要だと思えます。</p>	<p>障害者を地域で支える体制づくりの一環として、あんしんネットワーク事業（通称「あんしんネット」）を実施し、作業所通所をはじめ、福祉サービスを何れも利用していない知的障害者について、戸別訪問等による世帯の状況確認をしています。また高齢者福祉分野のサービス調整等が必要な世帯については、地域包括支援センター等と連携し、支援しています。</p> <p>また、地域包括支援センターの情報提供につきましては、センターで実施している見守りネットワーク事業「みまもっと」と併せ、市報・市ホームページをはじめ、調布FM、ケーブルテレビ、民間バス広告、ティッシュ広告、冷蔵庫等に貼るマグネットシールの配布等、様々な手法で行っております。今後も引き続き、地域包括支援センターの認知度向上に向け、周知を図って参ります。</p> <p>地域包括支援センターにつきましては、今後とも適正な人員体制による運営が行えるよう対応して参ります。なお、平成27年度には、介護保険制度の改正を踏まえた増員を図ることとしています。</p>
30	第3編	第3節	分野別計画	<p>施策No.12 生涯を通した健康づくり</p> <p>「施策12 生涯を通した健康づくり」について、主管部署は福祉健康部健康推進課であるが、福祉健康部健康推進課に確認・了承をとったうえで作成・修正している計画であるのか。</p>	<p>修正基本計画の策定に当たっては、行政評価による施策・事業の振り返りを行う中で、各施策を取り巻く課題認識や、施策を横断する主要課題などについて、福祉健康部を含め庁内各部と議論を重ねるとともに、既存あるいは策定中の個別計画と基本計画が連動するよう整合を図りながら、必要な見直しを行っております。</p>
31	第3編	第3節	分野別計画	<p>施策No.12 生涯を通した健康づくり</p> <p>「施策12 生涯を通した健康づくり」について、様々な疾患を予防し健康寿命を延ばすためには、「タバコ」への対策が最も費用対効果が高いこと、日本国政府が批准している世界保健機関タバコの規制に関する枠組み条約においても行政におけるタバコ対策が求められていること、がん対策基本計画においても喫煙率や受動喫煙防止に関する数値目標が定められていることなど、タバコ対策について行政が一体となって取り組む必要があるにもかかわらず、一切タバコに触れていないことにはたいへん強い違和感を感じるため、現状と課題に、以下の事項を盛り込んでいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙率と喫煙に関する課題 ・公共の場における受動喫煙に関する課題 <p>なお、当該意見に対する回答については、当該意見に係る業務を主管する福祉健康部健康推進課に必ず確認・了承をとること。</p>	<p>御意見の課題については、市の個別計画である調布市民健康づくりプランの中で取組を展開するとともに、成人の喫煙率の指標についても、同計画の成果指標としております。修正後の基本計画では、施策12「生涯を通した健康づくり」の中の基本的取組の一つに、包括的に「調布市民健康づくりプランの推進」を位置付け、推進して参ります。</p>
32	第3編	第4節	分野別計画	<p>施策No.14 市民スポーツの振興</p> <p>基本的取組14-1「スポーツ環境の整備」について、スポーツ施設の整備が挙げられていますが、スポーツ施設の整備もいいですが自転車道の整備をぜひお願いします。</p> <p>現在すでにある、深大寺の西側を南北に通る武蔵境通のような自転車道が野川沿いや多摩川沿いのサイクリングロードと連結して周遊できるようになるともっと身近にサイクリングを楽しめます。</p> <p>市内には、サイクリングロードやサイクリングコースがありますが、一本の同じ道を往復するだけで、復路の景色が変わらないとか、利用するのに車で移動して駐車場を利用しなければならなかったりとかでアムステルダムのような充実したサイクリングロードではありません。</p> <p>市内とはいえ遠くのスポーツ施設が、いくら充実されても利用することはありません。</p> <p>自転車であれば、より多くの市民がスポーツを楽しめます。</p>	<p>自転車走行空間の整備については、施策24「安全で快適なみちづくり」基本的取組24-2「人と環境にやさしい道路空間の整備」において、自転車走行空間の整備を位置付けておりますが、市が管理する既存の道路では、自転車走行レーンや警視庁で実施をするナビマークなどを設置できるような、十分な幅員を有する路線は限られている状況です。そうした中で、自転車利用の多い地域の状況や利用状況を踏まえ、新たな道路整備や面的整備の機会などを捉え、自転車走行空間の確保について検討を進めて参ります。</p> <p>また、自転車利用環境の整備においては、市道のみならず、国道や都道も含んだネットワークとして検討していく必要があることから、調布市を含め、東京都北多摩南部建設事務所と同事務所管内7市で自転車走行空間に関する協議会を設け、自転車利用共通ルール（案）をまとめ、都道を中心に試験的な導入と検証を行って参ります。今後も近隣自治体とも連携を図り、安全な自転車利用環境の実現に向け、取り組んで参ります。</p>

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
33	第3編	第4節	分野別計画 施策No.14 市民スポーツ の振興	自転車にやさしい街とすることで近隣の市との違いもアピールできると思えます。 多摩川の自転車道や京王閻魔輪など、「自転車の街」を謳うのに違和感はありません。	自転車は、市民にとって通勤、通学、買い物など、日常生活において多くの 人々に利用されている最も身近な乗り物の一つであり、都市における移動手段と して、利便性だけではなく、環境にやさしい乗り物として多くの方が利用してい ます。市としても、自転車は、公共交通を補完する大きな役割を担うものである ことから、総合的な交通施策の一環として、自転車利用環境を整備していく必要 があると考えており、環境負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて、だれも が安心して移動できる交通環境の向上に努めて参ります。
34	第3編	第5節	分野別計画 施策No.15 地域コミュニ ティの醸成	● P. 114 15-2 地域コミュニティ活動の拠点整備 元気な高齢者のためにも地域コミュニティ活動の拠点整備が必要であるが、「地 域コミュニティ施設の利用件数」は適切なまちづくり指標ではない。「地域コミュ ニティ施設の利用率」といった、需要と供給の関係がみえるものにすべきであ る。 容易に予約がとれない現状があり、地域コミュニティ活動の拠点整備の潜在ニ ーズは高い。にもかかわらず、利用件数では、それをはかれない。改めること。	地域コミュニティの活動拠点の整備に対するニーズは高く、市としてもこれま で地域福祉センターを補完するふれあいの家の整備を進めてきております。潜在 的な需要については、施設の利用率をもってしても把握は困難と考えており、施 設の利用者及び利用者以外を対象としたアンケート調査等により、市民ニーズの 把握に努めております。
35	第3編	第5節	分野別計画 施策No.15 地域コミュニ ティの醸成	「施策15 地域コミュニティの醸成」の参加と協働の視点には、市民は地域 のコミュニティ活動に参加、協力し地域の課題の解決に取り組むとしています。 調布市は地域のコミュニティ作りで地区協の整備を掲げ推進していますが、地 域のよっては自治会やグループ団体がその地域における活動実績を重ねている所 も多く、地区協を有効なる市民ネットワークにするには課題が多いのも実態で す。地域づくりには都市計画による街づくり協議会、環境施策（ごみ減量、道の 美化清掃支援事業など）や地域支援においてもいくつかの手段があります。協働 推進による地区協の整備が形だけのものとしないうちにも、これらの串刺した横 断的で継続的な活動となるような支援を通し、明確なる目的、目標作りを関わる 地域市民に共有できるかがポイントで、市民の自発的、積極的な活動が何よりも 必要であることに尽きると思っています。地域の目標をしっかりと作り、課題に対 しての適切な対応が出来る中身のある組織づくりには、行政による既存の地域支援 の在り方にも改変（連携、継続）が求められるものと思えます。	市では、地域の自治を推進するため、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ 地区協議会について、地区協議会同士が、横の繋がりを深めながら、互いの活動 に資する情報交換や、共通課題について討議・検討が行えるよう連絡会を定期的 に設けております。 そのほか、活動の担い手の掘り起こしにつながる支援を行うなど、地区協議会 活動の活性化に向けた取組も行っております。 今後も、協働のパートナーである地区協議会が、地域のまちづくりのために自 主的に活動を展開しコミュニティの活性化につなげていけるよう、設立・運営の 支援を進めてまいります。
36	第3編	第5節	分野別計画 施策No.15 地域コミュニ ティの醸成	地区協議会の設立と支援について 地区協議会の活動に差がありすぎると思っています。もはや「市が設立を支援しま す」では済まないばらつきが大きくなってしまっていると思えます。この状態 では、災害時、「あの地区の要支援者は助かるが、この地区の要支援者は助から ない」ということになってしまいます。早急に対策が必要だと思えます。	市では、地域の自治を推進するため、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ 地区協議会について、運営や活動を継続的に支援しています。未設立地区に対し ては、活動中の地区協議会の活動に関するイベントに、参加を呼び掛けるなど、 地区協議会を肌で感じていただく取組を推進するほか、意見交換会や説明会を設 けるなど、各地区の特性に十分配慮し、地域の方々の自主性を尊重しながら、引 き続き設立を促進して参ります。 このほか、災害時のための支援については、「調布市災害時要援護者避難支援 プラン」に基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの 避難行動要支援者に対し、引き続き、自治会などの地域組織による支え合い・助 け合いによる支援体制を整備して参ります。
37	第3編	第6節	分野別計画 施策No.16 活力ある産業 の推進	「映画のまち調布」の取組みが、毎年行われているのを知っていますが、調布 市民以外に、それを知る人はいません。 そこで提案ですが、味の素スタジアムか、野川公園、調布飛行場あたりを利用 して、ビア&フィルムフェスティバルのようにしてはどうでしょうか？ 深大寺ビールやホッピーにくわえ、武蔵野ビール工場（は府中でした ね・・・）を手掛かりにビア&フィルムフェスティバルを仕掛けてみてはいかが でしょうか。	「映画のまち調布」の推進については、調布市基本計画の重点プロジェクト事 業の一つとして、映画・映像をつくる・楽しむ・学ぶまちの推進に取り組んでい ます。今後も、調布市ならではの映画・映像関連企業と連携した地域活性化を目 指し、積極的に取り組む中で、御意見については、今後の取組の参考とさせてい たいただきます。

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
38	第3編	第6節	分野別計画 施策No.16 活力ある産業の推進	2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした商業活性化の支援について、障害者がつくったものの販売、障害者が働ける場を検討していただきたいです。	調布市では、調布市障害者就労施設等からの物品等の調達方針において、障害者就労施設等の公共施設での物品の展示販売や市内で実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進に努めることとしています。この方針を踏まえ、引き続き、2020年オリンピックに向けて、各関係団体と連携し、調布市ならではの製品のひとつとして、障害者就労支援施設等の物品等のPRや販売促進の支援等に取り組んで参ります。
39	第3編	第6節	分野別計画 施策No.17 魅力ある観光の振興	映画館をつくること自体は賛成ですが、名画座やミニシアターとして独自性を打ち出さなければ生き残れません。	「映画のまち調布」の推進については、調布市基本計画の重点プロジェクト事業の一つとして、映画・映像をつくる・楽しむ・学ぶまちの推進と、調布市ならではの映画・映像関連企業と連携した地域活性化を目指し、積極的に取り組んでおります。 平成27年1月19日に京王電鉄株式会社からシネマコンプレックスの誘致に関するプレス発表がなされたところであり、シネマコンプレックス事業者と協議・調整し、調布市ならではの映画・映像関連企業と連携した取組を展開して参ります。
40	第3編	第6節	分野別計画 施策No.17 魅力ある観光の振興	今年の初詣で調布七福神めぐりをしてみたのですが、自転車で回するには良いコースが無く、「笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち」を体感することはできませんでした。 調布七福神めぐりが不人気な理由は、歩いたり自転車で気持ちよく回れないのが理由だと考えます。	第30回調布七福神めぐりのパンフレットには、徒歩コースに加え、サイクリングコースも記載しております。今後も、より良いコースの検討を進めるとともに、だれもが回遊しやすいまちづくりを進めて参ります。 また、平成26年3月と11月に広域周遊スタンプラリーと連動した無料レンタサイクル事業を試行的に実施しました。多くの方が参加し、地域資源を活用した観光振興の取組として好評いただいたと考えています。今後も試行的な実践と課題検証を重ね、調布ならではの特色あるコミュニティサイクル・シェアサイクル事業の導入に向けて、検討を進めたいと考えております。
41	第3編	第6節	分野別計画 施策No.17 魅力ある観光の振興	最後に、ここ、2期ほどの花火大会も以前と比べると残念なものになっており、活気なさを心配しています。 中途半端な取組を散発するより、数は少なくとも良いから、しっかりと企画を作っていただけたらと思います。	調布市の花火は、調布市花火実行委員会により開催され、多摩川周辺の自治会にもご協力をいただいております。関東有数の花火として発展して参りましたが、安心・安全な花火運営を最優先に実施するための、警備費用等の増額により、限られた財源の中で花火運営をしております。その中で、平成26年夏に開催した調布市花火は、「映画のまち調布“夏”花火2014」と銘打ち、「映画のまち調布」を、全国にPRするきっかけとするとともに、地域活性化に繋がるよう開催いたしました。今後も、修正基本計画の2つのアクションで掲げた調布のまちの魅力発信の一環として花火実行委員会や調布市観光協会と連携し、市内外に発信していく取組を推進していきます。
42	第3編	第6節	分野別計画 施策No.18 都市農業の推進	● P. 18-3 農地の保全 「◆里山の保全と活用」は、「第8節 環境にやさしく、自然と共生するために」に置くのがふさわしい。過去には農業生活にも組み込まれていたが、今は衰退した農業の結果、放置された里山をボランティア活動などで再生、維持保全している。あわせて、里山の面積などできせつなまちづくり指標を設定すべきである。	里山の保全と活用については、施策18「都市農業の推進」の基本的取組18-3「農地の保全」のほか、施策27「水と緑による快適空間づくり」の基本的取組27-3「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進」においても、里山・水辺環境の保全を位置付けています。まとまった都市農地が国分寺産線の緑と連続して里山風景を形成しているという当該地域の特徴から、「都市農業の推進」の施策と「水と緑による快適空間づくり」の施策両方に位置付けをしています。 まちづくり指標については、「水と緑による快適空間づくり」の施策において、「公共が保全する緑の面積」、「市民一人当たりの公園面積」、及び深大寺・佐須地域の「区域での環境学習等の延べ参加人数」を設定しています。

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
43	第3編	第7節	分野別計画	<p>施策No.22 地域特性を生かした都市空間の形成</p> <p>● P. 148～地域特性を生かした都市空間の形成 相変わらず、車中心、道路整備中心の考え方から抜け出せてない。まちのにぎわいは、車を排除した空間、人が自由に行き来できる空間に生まれる。 道路は、歩道と車道を併設する必要はない。車専用道以外の道路もあってよいし、歩行者専用道もあってよい。 P. 151の基本計画事業の「都市計画道路の整備」は、もう少ししっかり吟味した方がよい。ここに書かれた事業内容は適切でない。</p>	<p>道路には様々な役割があり、円滑な交通ネットワークを形成するための主要な道路と地域住民の生活に密着した生活道路の双方の役割に応じた整備を進めていくことが必要であると考えており、自動車交通のみを優先的に捉えているものではありません。道路の整備に当たっては、将来の交通需要や地域の特性を踏まえ、歩行者や自転車にとっても安全で快適な道路空間づくりに取り組んで参ります。</p> <p>円滑な交通ネットワークの骨格となる都市計画道路の整備については、地区内交通を担う生活道路と一体的に計画し、整備を進め、秩序ある道路交通網を形成するため、(仮称)調布市道路網計画の策定に取り組むとともに、計画的な道路整備により交通機能の向上を図って参ります。</p>
44	第3編	第7節	分野別計画	<p>施策No.22 地域特性を生かした都市空間の形成</p> <p>駅前広場の建築について、現在の計画案には、駅前に建設予定の建物についての案がほとんど出てきていません。ですが広場空間は、例えば広島の平和祈念館のように、「広場」と「建築」の両者が調和してはじめてよい広場になるものです。新しく建てられる建築は、まさに「調布市の顔」として自慢できるようなものにしていただきたいと、おおいに期待しているところです。どこにでもあるような駅ビルによって個性的なパルコの建築を隠し、調布が代わり映えのしない「郊外」になってしまうことだけは絶対に避けていただきたい。</p>	<p>新たな調布のまちのシンボルとなる調布駅前広場については、交通結節点としての機能の充実を図るとともに、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎを生み出す都市空間としての機能を兼ね備えた整備を推進して参ります。</p> <p>なお、「調布駅周辺の市街地再開発事業の促進」については施策22「地域特性を生かした都市空間の形成」に位置付けておりますが、調布駅周辺に新たに建設される複合商業施設は、民間による開発計画となることから基本計画事業には位置付けておりません。今後、多摩地域最大級のシネマコンプレックスを含む、3棟の商業ビルの建設が予定されています。</p>
45	第3編	第7節	分野別計画	<p>施策No.22 地域特性を生かした都市空間の形成</p> <p>駅前広場の植栽について 現在の案では植栽が広場中に均等に並べられています。このように樹木を並べてしまうと、せっかく広大な広場があるのに樹木が邪魔で大きなイベントが出来なくなってしまう。また、樹木というのは単純に緑色が多ければいいというものではなく、まず土の地面があり、そこに張った根が見えてはじめて「自然」を感じられるものです。抜本的な再検討を強く希望します。</p>	<p>調布駅前広場整備の検討図に示した樹種や配置については、御意見の趣旨を踏まえ、今後詳細を検討して参ります。</p>
46	第3編	第7節	分野別計画	<p>施策No.23 良好な住環境づくり</p> <p>● P. 154～施策23 良好な住環境づくり 23-2の基本計画事業に、学校等多数が利用する民間特定既存耐震不適格建築物(58棟)の耐震化促進事業も追加すべきである。</p>	<p>耐震改修促進法で定められている学校や体育館、ホテル、事務所などで一定規模以上の多数の人々が利用する建築物の耐震化については、国の方針である、平成27年度までに耐震化率を90%とする目標を踏まえ、調布市耐震改修促進計画において、平成27年度までに90%、平成32年度までに95%とする耐震化率の目標を定め、耐震化の促進を図って参ります。</p>
47	第3編	第7節	分野別計画	<p>施策No.24 安全で快適なみちづくり</p> <p>● P. 158～施策24 安全で快適なみちづくり 現状と課題 「(仮称)調布市道路網計画」の策定にあたっては、市民のニーズを十分把握し、市民に情報提供し、まともな市民参加のもとで策定すべきである。 市の考え方は、高度成長期に決定された都市計画道路を見直しもせず造り続けているようだが、すでに時代は変わっている。2005年頃を境に日本は人口減少時代に入り、自動車保有台数も交通量も減少して来ている。一方で、老朽化した道路だけでなく水道などの維持保全費用は増大しつつある。東京も十数年遅れてこのような状況がより急激に来る。「捨てる選択」が迫られている時代である。そのような長期ビジョンをもって、「(仮称)調布市道路網計画」を策定すべきであるが、そうならないどころか、必要な交通量調査など必要なデータは示されないし、「道の井戸端会議」などはあきれほど稚拙なやりかたで、良質の市民意見が得られないであろう。</p>	<p>調布市では、円滑な交通ネットワークの骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し整備を進めるため、「(仮称)調布市道路網計画」の検討を進めています。検討に当たっては、市民との意見交換の場として、市内9駅の駅前をはじめ、地域福祉センター、市内の商業施設の合計19箇所において「みちの井戸端会議」を開催しました。「みちの井戸端会議」は、市民と職員が直接対話するオープンハウス形式で、パネル展示や対面による聞き取り調査を行うことにより、市民の皆さんが日ごろ道路に対して感じている疑問や御意見などについて、地域に偏りなく広く御意見をいただくことができたものと考えております。</p> <p>また、計画策定にあたり、引き続き、市民アンケートや関係団体へのヒアリング、パブリック・コメント手続など、様々な市民参加手法を組み合わせ、道路利用者の視点やニーズ等を把握しながら、計画策定に取り組んで参ります。</p>

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
48	第3編	第7節	分野別計画 施策No.24 安全で快適な みちづくり	● P. 160 24 安全で快適なみちづくり 現状と課題にある、生活道路の整備率については、拡幅一辺倒の計画にもとづくものであるが、考え方を改めて見直し、必要性や、ソフト的なやり方も取り入れながら現実的な計画にすべきである。狭い方がよい「みち」もある。	現在検討を進めている（仮称）調布市道路網計画では、高速道路を除く市内のすべての道路を対象に、道路を取り巻く現状や課題を明らかにしたうえで、これからの調布市にふさわしい道路網のあり方を検討するとともに、市民参加を含めた道路整備の仕組みを検討していくこととしています。円滑な交通ネットワークを形成するための主要な道路と、地域住民の生活に密着した生活道路の双方をバランス良く整備し、安全で快適な交通環境の向上に努めて参ります。
49	第3編	第7節	分野別計画 施策No.24 安全で快適な みちづくり	● P. 159 施策24 安全で快適なみちづくり 現状と課題 「〇ゲリラ豪雨等による都市型水害への対策として、下水道の整備や道路の浸透性能の向上を図るなど、道路の排水対策の強化が必要です。」とあるが、現状でも内水氾濫を起こしている「下水道の整備」は急務であるにもかかわらず、基本計画事業がないのはどういふわけか？	下水道事業の推進については、施策24ではなく、施策29「生活環境の保全」の基本的取組29-3に位置付け、「下水道施設の長寿命化対策の推進」を基本計画事業に掲げているほか、施策01「災害に強いまちづくり」の基本的取組01-2の「災害に強い都市基盤の整備」においても、下水道の耐震化工事等の取組を位置付けています。 今後も持続可能で、豊かな自然環境を守る下水道事業の推進に向けて、計画的かつ効率的に下水道施設の改築・更新等を進めて参ります。
50	第3編	第8節	分野別計画 施策No.24 安全で快適な みちづくり	● P. 160～24-2 人と環境にやさしい道路空間の整備 基本的なことが抜けている。歩行者のための道路である。 また、自転車のための道路も、「◆自転車走行空間の整備」に書かれていることではほとんど意味がない。駐輪場もどンドン造るべきである。ただし、大型である必要はない。有料より無料がよい。小さな空きスペースを利用することも。	調布市では、平成23年4月に、現在及び将来の都市交通課題へ対応するため、今後進めていくべき交通施策の基本方針を示す「調布市総合交通計画」を定めています。交通計画では、基本交通施策の一つに、「歩行者・自転車が安全・安心に移動できる環境の整備」を位置付け、歩行者や自転車の通行空間の確保に努めております。自転車駐車場については、調布市自転車等対策実施計画に定めた必要台数の確保に向け、恒久的な駐車施設の整備、有料化を進めて参ります。
51	第3編	第7節	分野別計画 施策No.24 安全で快適な みちづくり	「施策24 安全で快適なみちづくり」の参加と協働の視点には、身近な道路、水路の清掃を行うなど日常的な維持管理に協力し安全で快適な生活空間の確保に努めるとしています。人、自転車、車が安全で通行できるためにも快適で良好な通行空間をつくる事はいずれも大事な要件だと思います。高齢化に伴うバリアフリーへの関心が強まると同時に、道周辺の環境整備に対する市民の様々な思いや、その事業への積極的な参加意識など行政の市民との関わり、あり方は以前に増して多岐にわたるものと思います。	調布市では、市道などの適正な維持と美化の推進を図り、環境美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を目的に、市民と市が協働して市道、水路等の維持管理を行う活動（ふれあいのみちづくり事業）を推進しています。施策24「安全で快適なみちづくり」では、「協働による継続的な道路空間の維持管理」を位置付け、地域生活に密着した身近な道路について地域との協働による維持管理を推進して参ります。 また、施策29「生活環境の保全」では、「まちの美化の推進」を位置付け、美化推進重点地区をはじめとする自主的な美化活動の支援や、多摩川や野川、調布駅前でのクリーン作戦を実施しています。今後も、市民や地域との協働による公共空間の維持管理を推進するなど、地域生活に密着した公共空間の整備・維持管理を推進して参りたいと考えております。
52	第3編	第7節	分野別計画 施策No.29 生活環境の保 全	市民レベルでできる小さな整備（美化清掃の協力事業）の一層の推進を図り、住民と一体となった各種施策の立案により住民の発意を表現しやすい仕組み作りが肝要だと思います。	

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
53	第3編	第7節	分野別計画 施策No.24 安全で快適な みちづくり	道路整備の在り方も地域事情により大きく違うため拡幅一辺倒ではなく、地域に配慮された道路空間の在り方を住民と一緒に考えて考える事が重要です。	現在検討を進めている（仮称）調布市道路網計画では、高速道路を除く市内のすべての道路を対象に、道路を取り巻く現状や課題を明らかにしたうえで、これからの調布市にふさわしい道路網のあり方を検討するとともに、市民参加を含めた道路整備の仕組みを検討していくこととしています。円滑な交通ネットワークを形成するための主要な道路と、地域住民の生活に密着した生活道路の双方をバランス良く整備し、安全で快適な交通環境の向上に努めて参ります。
54	第3編	第7節	分野別計画 施策No.25 総合的な交通 環境の整備	「施策No.25総合的な交通環境の整備」の参加と協働の視点には、市民は公共交通機関の利用と交通ルール、マナーを守り、交通安全に努めるとしています。都内の交通事故実態は、今や一般市民の協力なくしては改善できないと言っても過言ではない所まで来ています。免許制度でない自転車は方向指示器もなく、事故件数削減には市民のモラル向上が何よりも必要なことで、法規だけでは徹底は出来ないことが車との大きな違いです。現状の事故実態は自転車の安全な乗り方を普及させるために、既存の啓発だけでは補足できていない事を表していると思います。新たな啓発事業に取り組む事が急務ですが、交通安全推進事業は形骸化しやすい施策でもあり、これらを改めるには市民を巻き込んだ新たな仕組み作りが必要です。直近の有効手段として考えられるのは、市が関わって整備を進める駐輪場についてその受付には自転車の安全講習（危険走行と事故実態の紹介、安全確保のための整備と保険加入）の義務化（優先受付条件）を取り決めることです。この方式は一部自治体で既に実行され一定の評価が出ている所であり、調布市の安全な交通環境をつくり前進させるためには、市民協力を如何に得られやすくする仕組み作りが出来るかにかかっています。	交通安全に対する意識啓発については、施策No.25「総合的な交通環境の整備」に交通安全対策の推進を位置付け、年2回の「交通安全のつどい」、中学生や一般向けに実施する「スタントマンを活用した自転車交通安全教室」、幼児、児童とその保護者向けに実施する「夏休み親子交通安全教室」、高齢者を対象とした「高齢者交通安全指導員の養成」など、警察や交通安全協会等関係機関と協力して様々な年代に応じた形で各種啓発活動を実施しております。今後につきましては、自転車利用者を中心とした一般市民へのより効果的な啓発方法について検討していくこととしていますが、御提案いただきました安全講習会の取組なども参考に、より市民に協力いただける仕組みづくりを検討していきたいと考えております。
55	第3編	第7節	分野別計画 施策No.25 総合的な交通 環境の整備	現在のバス便数は、京王線連続立体交差事業のなかった以前と少しも変化がありません。バス事業者への沿道利用住民の増便要請に答えて頂けていないのが現状です。現在の三鷹通りを通るバス路線と系統は、立体交差事業以前の乗客需要動態に基づく交通体系ではないか、そして今後は立体交差により生じる各駅バスターミナルの整備を通じ、市民のためのバス利便性の向上と安全対策を図るべきと考えます。行政がターミナル整備に積極的に関与し、バス交通網体系のグランドデザインに積極的に踏み込んだ基本計画とするようお願い致します。	バス交通については、施策25「総合的な交通環境の整備」の中で、公共交通ネットワークの形成を位置付け、現在、バスを含めた公共交通ネットワークの検討に取り組んでいるところであり、今後は、今年度実施した市民アンケートの結果を踏まえ公共交通不便地域の解消に向けた検討を進めるなど、だれもが利用しやすい交通環境の向上を目指して参ります。また、駅前広場の整備により、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節機能の強化を図るとともに、バリアフリー化の推進やバス待ち環境の改善など、公共交通の利用環境の向上を図って参ります。また、路線バスの増便については、引き続き、バス事業者に働きかけて参ります。
56	第3編	第7節	分野別計画 施策No.25 総合的な交通 環境の整備	吉14系統の調布駅北口～吉祥寺に関しては、1系統2バス事業者という変則的な路線ではなく、例えば、増便に積極的な事業者1社とするなど、基本政策を住民サイドに立った配慮をお願い致します。	
57	第3編	第7節	分野別計画 施策No.25 総合的な交通 環境の整備	鷹65系統の路線増便と利便性向上についても同様に、住民の強い要望に沿って、全体のバス交通網体系の中で適切な改善策をお願いしたい。例えば、布田駅付近踏切渋滞の解消を踏まえ、鷹65系統（深大寺～三鷹駅）を調布駅北口～三鷹駅間の路線+系統の変更を含みます。	

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方	
58	第3編	第7節	分野別計画	施策No.25 総合的な交通環境の整備	<p>「施策25 総合的な交通環境の整備」の現状と課題には、都内における自転車乗用中の交通事故当事者の年齢層別、自転車等駐車場の計画的整備や放置自転車対策の必要性、市民一人一人が交通安全意識や交通マナーの向上について記載がありますが、この現状と課題については、自転車関連施策の推進に関してだけ調布市自転車等対策実施計画で具体策が示されていますが、他の2つにはありません。抽象的な交通安全標語（交通ルール・交通マナーの向上）や交通事故件数の目標値を掲げているのみです。歩行者道路空間における安全対策や自転車走行者の危険除去に対する切実さと問題意識が欠けているように感じます。その中で、歩行者道と自転車道分離等についての方向性や言及が必要なのではないか。</p>	<p>歩行者道と自転車道分離等については、「施策24安全で快適なまちづくり」の基本的取組24-2「人と環境にやさしい道路空間の整備」において、「自転車走行空間の整備」として位置付けております。</p> <p>市が管理する既存の道路では、自転車走行レーンや警視庁が実施するナビマークなどを設置できるような、十分な幅員を有する路線は限られている状況ですが、その中で、京王線連続立体交差事業に連動する中心市街地の街づくりにおいては、都市計画道路の整備や既存道路の拡幅を順次実施しているところです。今後、中心市街地の各駅周辺に整備を予定している自転車等駐車場との連携も含めた形で交通管理者等との協議を行い、自転車走行レーン設置の可能性について検討して参ります。</p> <p>また、自転車利用環境の整備においては、市道のみならず、国道や都道も含んだネットワークとして検討をする必要があることから、調布市を含め、東京都北多摩南部建設事務所と同事務所管内7市で自転車走行空間に関する協議会を設け、自転車利用共通ルール（案）をまとめ、都道を中心に試験的な導入と検証を行って参ります。今後も近隣自治体間の連携を図り、安全な自転車利用環境の実現に向けた取組を実践して参ります。</p>
59	第3編	第7節	分野別計画	施策No.25 総合的な交通環境の整備	<p>都内における自転車乗用中の交通事故当事者の年齢層別の記載がありますが、事故当事者の事故原因についての言及がなければ、市民は何をすれば良いのか、何から自分を守れば良いのか、一片の交通ルール・交通マナーの標語だけでは、何をすれば良いのか市民には全くわからないと思います。スタントマンを活用した自転車安全教室等の検討は大切ですが、それだけでは限界があり、効果的な教育成果が得られないと思います。市民や児童への周知と教育方法や各種機関との連携方法の具体策や方向性をもっと示すべきです。</p>	<p>自転車の安全な走行に関する啓発については、年2回の「交通安全のつどい」、中学生や一般向けに実施する「スタントマンを活用した自転車交通安全教室」、幼児、児童とその保護者向けに実施する「夏休み親子交通安全教室」、高齢者を対象とした「高齢者交通安全指導員の養成」など、警察や交通安全協会等関係機関と協力して様々な年代に応じた形で各種啓発活動を実施しておりますが、今後、自転車利用者を中心とした一般市民へのより効果的な啓発方法について検討して参ります。</p>
60	第3編	第8節	分野別計画	施策No.26 地球環境の保全	<p>● P. 171 公共施設における温室効果ガス総排出量 基準値が「13779t-CO₂（平成21年度）」どのままであるが、最新データに」基準値を入れ替えること</p>	<p>まちづくり指標の現在の基準値及び目標値は、平成23年3月に策定した「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と整合させ設定したものです。同計画の計画期間は平成28年3月までであるため、現在、改定に向け検討を始めているところですが、その検討過程において、これまでの温室効果ガス排出量を考慮したうえで、平成27年度に新たな基準値及び目標値を設定する予定です。</p> <p>まちづくり指標の基準値につきましても、「※基準値は、平成27年度改定予定の調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき設定」と改めます。</p>
61	第3編	第8節	分野別計画	施策No.29 生活環境の保全	<p>● P. 188 「管路の長寿命化対策、」に指標をかえたようだが、市内全体で何スパンなのか？詳細不明で220スパンが妥当かわからない。</p>	<p>市の下水道施設は、総延長約550km、スパン数は約22,000あります。このうち、市内を10ブロックに分け、整備してからの経過年数や交通量等から優先順位を決定し、25年周期で長寿命化対策工事を実施することとしております。平成25年度から平成26年度にかけ実施している管路調査の結果、管路の状態がよく、対策工事が不要である管路も判明したことから、素案に記載した指標に見直すこととしました。</p> <p>市内全体のスパン数については、現在、施策29の現状と課題にて記載しておりますが、御指摘のまちづくり指標にも※印にて追記することとします。</p>

No	構成	章・節	項目	御意見等の概要	市の考え方
62	第4編	第2章	行革プラン 2015の取組 方針1 参加と協働の まちづくりの実 践	● P. 212 地域福祉センターや公民館などの施設を充実すべきである。	地域福祉センターや公民館は、市民の様々な活動の場として活用していただいておりますが、一方で、施設の老朽化や市民ニーズへの対応のほか、効率的な管理・運営に関する課題があると認識しています。 行革プラン2015のプラン28「公共施設の総合的な管理の推進」では、公共施設の現状や課題を分析し、その結果を踏まえて、今後の公共施設の管理や在り方に関する基本的な考え方等を整理していきます。そのため、地域福祉センターや公民館に関する今後の取組についても、それらを踏まえた中・長期的な視点での検討が必要であると考えています。
63	第4編	第3章	行革プラン 2015の取組 行革プラン 2015の関連 資料	● P. 231～ 正規職員＋非正規職員の全体がわかる図表を追加すべき。 また、物件費には、非正規職員の人件費も含まれているのか？	「行革プラン2015の関連資料」において、常勤職員、再任用職員、嘱託員、臨時職員の合計人数の推移を示す図表を新たに作成し、掲載しました。 なお、地方公共団体の統一的な予算区分により、物件費には、非正規職員のうち、臨時職員に関する賃金が含まれています。 行革プランでは、従前から職員給与・嘱託員報酬、臨時職員賃金の総体を把握し、適切な管理に努めるとともに、関連資料として基本計画書に掲載しています。